

各受入研究機関代表者 各位

独立行政法人日本学術振興会
理事長 里見 進
(公印省略)

**新型コロナウイルス感染症の影響に伴う外国人特別研究員（欧米短期）採用者への特例措置
（待機期間の取扱い）について（通知）**

現在、新型コロナウイルス感染症に係る防疫措置として、入国後14日間の宿泊施設等待機期間（以下「待機期間」という。）が求められています。外国人特別研究員（欧米短期）採用者で採用期間が2ヶ月以下の者については、待機期間の取扱いを下記の通りとしますので、受入研究者等関係者への周知のほど、よろしく申し上げます。

記

1. 待機期間の取扱いについて

外国人特別研究員（欧米短期）採用者で採用期間が2ヶ月以下の者の待機期間の取扱いは、以下の二つから選択可能とします。

- ① 待機期間を、採用中断扱い（最長14日間）とする。
- ② 待機期間を、採用期間に含める。

2. 待機期間の取扱いに係る手続きについて

【上記1①の場合】

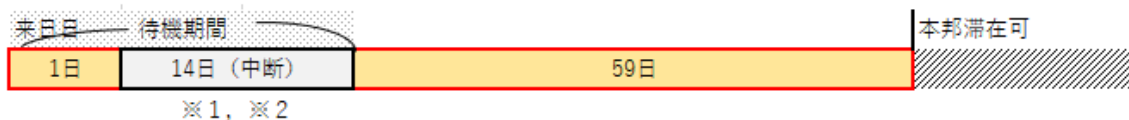
- ・来日前のできるだけ早い段階で、別紙様式「採用中断願（待機期間の取扱い）」を提出してください。
- ・様式1又は準様式1及び様式3（調査研究費交付申請書）の「採用期間開始日」及び「採用期間終了日」は待機期間を考慮した日付を記入してください。なお、提出済みで修正が必要な場合は、双方合意で修正します。

【上記1②の場合】

- ・特別な手続きは必要ありません。

3. 参考図（採用期間2ヶ月（60日間）。待機期間が14日の場合）

- ① 待機期間を、採用中断扱い（最長14日間）とする。



【滞在費支給は2ヶ月分、海外旅行保険支給は2ヶ月+14日分】

※1 採用中断期間は滞在費の支給対象外。宿泊費等は自己負担（調査研究費からの支出は妨げない）。

※2 採用中断中の海外旅行保険はJSPSで負担する

- ② 待機期間を、採用期間に含める。



【滞在費支給及び海外旅行保険支給は2ヶ月分】

※1 待機期間もホストの指導のもと研究活動を行っているときのみ、滞在費を支給する。

本件担当：
日本学術振興会人物交流課
外国人特別研究員係（欧米短期担当）
電話：03-3263-3810
E-mail：postdoc-short@jsps.go.jp